

森町原子力災害避難計画の方針

平成31年3月

森町

目次	
1 総則	1
(1) 目的	1
(2) 発電所の概要	1
(3) 想定する災害	1
(4) 原子力災害対策重点区域	1
2 避難等の判断基準と実施	2
(1) 避難等の判断基準	2
(2) 避難単位	4
(3) 避難等の実施体制	4
(4) 避難等に係る広報	4
3 避難等の防護措置	5
(1) 避難先の確保	5
(2) 町内会毎の避難先	5
(3) 避難先確認の手順	5
4 避難経路等	6
(1) 主な避難経路	6
(2) 一時集合場所	6
5 避難手段等	6
(1) 主な避難手段	6
(2) 避難の確保	6
6 避難帯域時検査及び除染	6
(1) 検査場所	6
(2) 実施方法	7
7 安定ヨウ素剤の配布・服用	7
8 要配慮者の避難等	7
(1) 在宅の要配慮者避難等	7
(2) 社会福祉施設（通所）の利用者等避難サービス提供時	7
(3) 学校等の避難等	8
(4) 一時滞在者への対応	8
(5) 外国人への配慮	8
9 今後の検討課題	8
(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	8
(2) 関連する計画、マニュアル等に課題	8
別図 1	9
図 1	10
参考資料	11

1 総則

(1) 目的

本計画は、森町地域防災計画（原子力害対策編）第2章8節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ① 原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ② 住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ③ 平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策編を「県防災計画」、森町地域防災計画（原子力災害対策編）を「町防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 発電所の現況（平成30年4月1日現在）

区分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査中(平成22年11月29日～)	施設定期検査中(平成24年1月25日～)	施設定期検査中(平成24年3月22日～)	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営業運転開始日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計 9,950体
使用済燃料保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)	計 8,942体
運転終了日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。

合計 8,942体（うち使用済 6,542体）。

1体とは燃料集合体の数であり、1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、町防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(4) 原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を、発電所から5km及び31kmを目安に定めている。本町における重点区域は、表2のとおりとする。

表2 発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	なし
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	牛飼、市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、西組、城北、若宮、梶ヶ谷、鴨谷、南戸綿の各町内会



2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、平成30年7月25日全部改正）（以下「指針」という。）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、町、事業者等が連携し実施する。

指針による避難等の判断基準とその内容は、表3のとおりである。

表3 避難等の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		UPZ	PAZ (参考)
EAL ※1に基づく避難等	警戒事態	—	施設敷地緊急事態要避難者※4の避難準備
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法※3 10条))	住民等の屋内退避準備	施設敷地緊急事態要避難者※4の避難実施 住民等※5の避難準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時 (原災法15条))	住民等の屋内退避	住民等の避難実施
OIL ※2に基づく避難等	OIL1 500 μSv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間 放射線量率(1時間値)※6)	基準に該当した区域の住民等の避難(数 時間内を目途に区域を特定し、速やかに (1日を目安)避難を実施)	—
	OIL2 20 μSv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間 放射線量率(1時間値)※6)	基準に該当した区域の住民等の一時移 転(1日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施)	—

※1 EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状況等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者 (高齢者、障害者、乳幼児等) 及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※5 住民等 : 当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

※6 OIL1については緊急時モニタリングより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

施設敷地緊急事態となった場合、PAZにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、PAZにおいて避難、UPZにおいて屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、UPZにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とOILに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部(施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部)の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領(静岡県、平成27年10月策定)に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

(2) 避難単位

国がOILに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、県及び町が円滑な避難又は一時移転を実施するため、避難単位は県防災計画のとおり、町内会を1単位とする。

(3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割は次のとおりとし、情報の流れを別図1に示す。

1) 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。

事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

2) 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び関係市町に伝達するとともに、県及び関係市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

3) 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

4) 町災害対策本部

町の庁舎内又は袋井消防署森分署内に設置され、町長を本部長とし、町全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

(4) 避難等に係る広報等

1) 住民等への情報伝達活動

- ① 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の混乱や心理的動揺をできる限り低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。
- ② 町は、住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとし、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- ③ 町は、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、町や県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

④ 町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について、国及び県の原子力災害対策本部・原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

⑤ 町は、情報伝達にあたって、同報無線、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットやスマートフォン等を利用した情報伝達システム（※）等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

※ 県では、スマートフォンや携帯電話を利用し、発電所の状況、放射線の測定値、避難指示、避難先及び退域時検査場所等の情報を住民へ伝達するシステムを整備している。

2) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

3 避難等の防護措置

EALに基づく全面緊急事態となった場合、UPZ圏内を含む森町全域において住民等の屋内退避を実施する。また、政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合は、次により避難又は一時移転を実施する。

(1) 避難先の確保

① 町防災計画に定める、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（緊急防護措置を準備する区域（UPZ））対象者全員について、あらかじめUPZ圏外の避難所を定めておく。

② 原子力災害が発生し、OILに基づき、避難又は一時移転の指示があった場合に備え、原子力災害避難配置表（単独災害用）、原子力災害避難配置表（複合災害用）として、避難先を確保する。

(2) 町内会毎の避難先

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難等の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難等を実施する。

(3) 避難先確認の手順

町は、住民等の避難又は一時移転を実施する際は、単独災害又は複合災害を判断し、町内会毎の避難先を指示して避難を行う。

なお、UPZ圏外の地域を対象に、避難又は一時移転の指示があった場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

4 避難経路等

(1) 主な避難経路

各地区から避難先市町村への主な避難経路は、図1の経路が想定される。

避難等の際は、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機と調整の上、決定する。

(2) 一時集合場所

各町内会は、自家用車での避難が困難な住民等のため、一時集合場所をあらかじめ定めておくこととする。

なお、一時集合場所選定において考慮すべき事項を以下に示す。

○地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること

○通信連絡手段が確保できること

○適切な規模、設備（トイレ等）を有していること

○バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること

5 避難手段等

(1) 主な避難手段

避難手段は、原則として自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

自家用車避難が困難な住民は、一時集合場所から、バス等の手段により避難を行う。

(2) 避難手段の確保

県及び町は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

県は、バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊へ車両等の派遣要請を行う。

【避難フロー（基本例）】



6 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、県が公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。

表 5 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数

位置	候補箇所（参考）
東名高速道路沿・IC周辺	遠州豊田PA、三方原浜名湖SA航空自衛隊浜松基地
新東名高速道路沿・IC周辺	遠州森町PA、浜松SA
国道1号沿	調整中
国道150号沿道	竜洋海洋公園
県道沿、森町内	調整中、森町内公共施設

(2) 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力のもと、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成28年9月30日）に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、別途、実施要領を定めるものとする。

7 安定ヨウ素剤の配布・服用

全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。

県及び町は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

8 要配慮者等の避難等

(1) 在宅の要配慮者避難等

在宅の要配慮者は、家族とともに避難することを原則とし、町及び県は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

各町内会は、家族とともに避難が困難な要配慮者について、地震災害時等の個別計画に基づき、避難行動要支援者の支援にあたる。

なお、迅速な避難が困難な要配慮者等は、避難手段が整うまでの間、屋内退避を実施する。

(2) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

通所施設は、表3にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難等の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(3) 学校等の避難等

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しができない児童生徒は、学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、町から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は、県が国の支援、交通関係機関の協力を受けて行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

(4) 一時滞在者（観光客等）への対応

県と町は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

また、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域外への退避を求める。

(5) 外国人への配慮

県は、国、避難元市町と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

9 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

(1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 避難退域時検査及び簡易除染の候補施設の確定・拡充及び実施体制の確立
- 避難車両の確保における関係機関との協議（バス及び福祉車両等）
- 避難経路での燃料確保、渋滞対策
- 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- 家畜、ペットについての検討

(2) 関連する計画、マニュアル等の整備に関する課題

- 緊急時の安定ヨウ素剤の効率的な配布
- 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）
- 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ

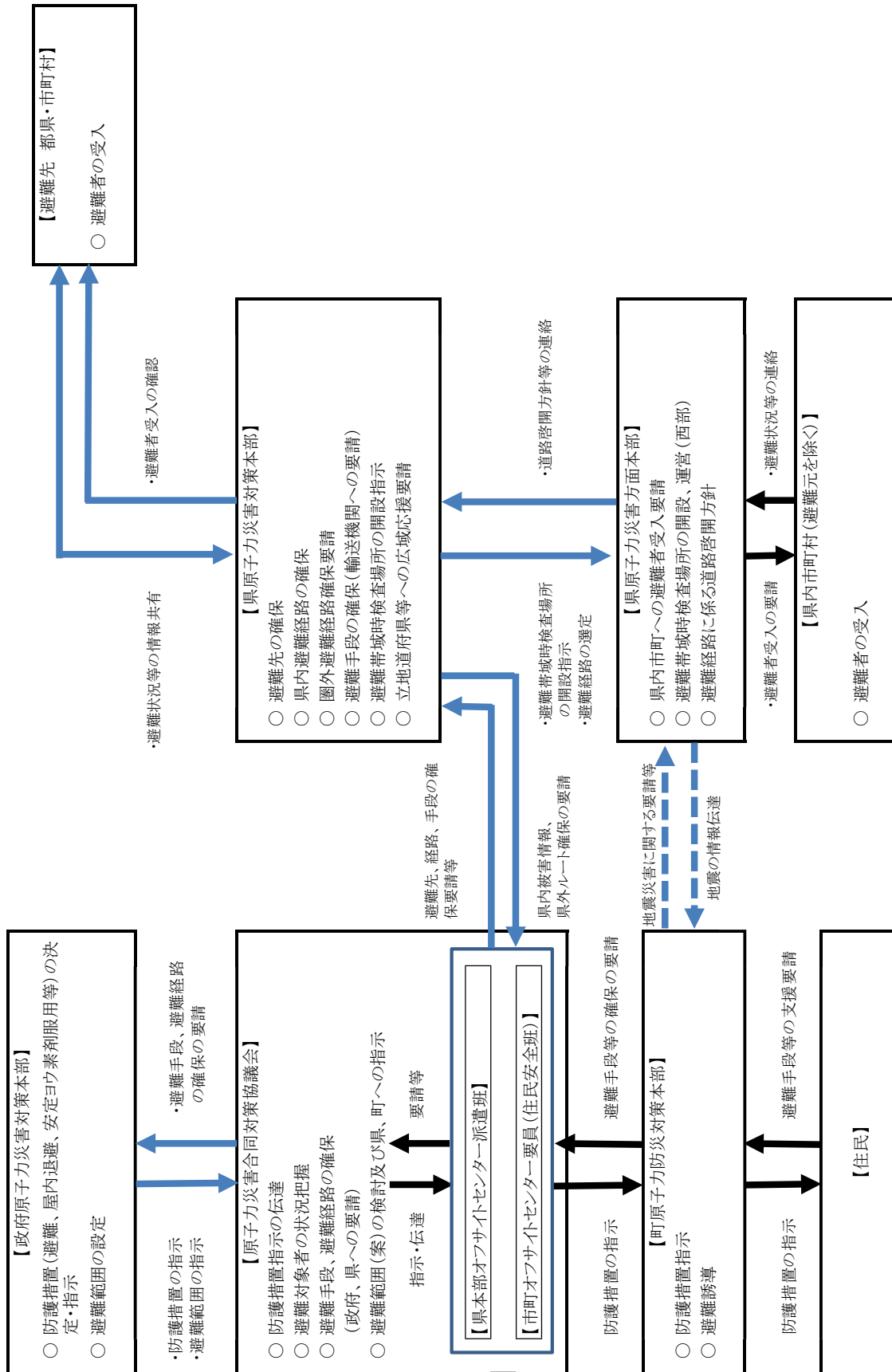
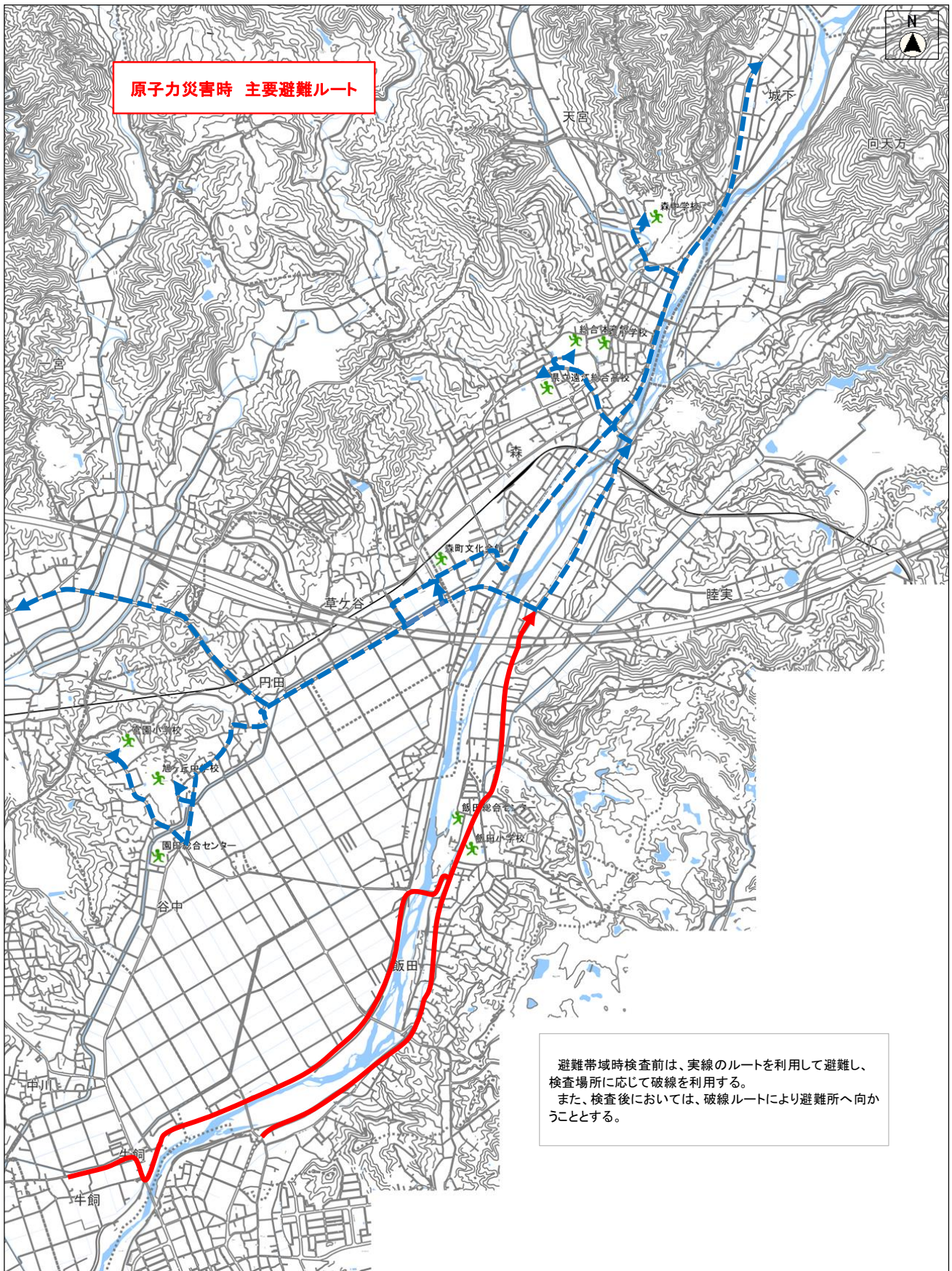


図1 原子力災害時主要避難ルート



【参考資料】

原災資料 2-7-1-1

原子力災害避難配置表（単独災害用）

番号	施設名	住所	電話番号	避難予定町内会名	収容予定数 (人)
1	三倉小学校	森町三倉 7 4 0	8 6 - 0 0 7 0	上飯田	304
2	泉陽中学校	森町問詰 2 5 9	8 5 - 2 2 4 4	市場	346
3	天方小学校	森町大鳥居 2 2 0	8 5 - 2 2 4 5	中飯田	305
4	森中学校	森町天宮 8 8 8 - 1	8 5 - 3 1 2 4	東組、若宮	514
5	森小学校	森町森 1 2 5	8 5 - 2 1 3 4	西組、鴨谷	699
6	森町総合体育館	森町森 9 2 - 8	8 5 - 4 1 9 1	南戸綿	251
7	県立遠江総合高等学校	森町森 2 0 8 5	8 5 - 6 0 0 0	城北	141
8	森町文化会館	森町森 1 4 8 5	8 5 - 1 1 1 1	梶ヶ谷	122
9	一宮総合センター	森町一宮 3 1 5 6	8 9 - 7 7 3 0		
10	旭が丘中学校	森町谷中 5 5 6	8 5 - 4 1 0 1	下飯田	436
11	宮園小学校	森町谷中 6 5 0	8 5 - 3 7 6 6	牛飼	367
12	園田総合センター	森町谷中 5 1 3 - 1	8 5 - 0 1 4 3		
13	飯田小学校	森町飯田 3 3 1 0 - 1	8 5 - 2 9 3 1		
14	飯田総合センター	森町飯田 4 0 4 0 - 2 8	8 5 - 7 5 5 7		
	森町役場(緊急連絡先)	森町森 2 1 0 1 - 1	8 5 - 2 1 1 1		
合 計					3,485

原子力災害避難配置表（複合災害用）

番号	施設名・住所 電話番号	町内会名	収容 予定数 (人)	番号	施設名・住所 電話番号	町内会名	収容 予定数 (人)
1	三倉小学校 三倉 740 86-0070	黒田 三倉 中村 上野平 大河内 木根 乙丸 大府川 中野 大久保 田能 上飯田	545	7	遠江総合高等学校 森 2085 85-6000	栄町上 栄町中 城北	438
2	泉陽中学校 問詰 259 85-2244	葛布 西俣 黒石 市場	462	8	森町文化会館 森 1485 85-1111	西幸町 梶ヶ谷 促進住宅森	240
3	天方小学校 大鳥居 220-2 85-2245	大鳥居 問詰 鍛冶島 亀久保 嵯塚 中飯田	472	9	一宮総合センター 一宮 3156 89-7730	片瀬	90
4	森中学校 天宮 888-1 85-3124	城下上 城下下 赤松 川向 本丁 川久保 大上 橋 薄場 東組 若宮 福田地 北戸綿	1,129	10	旭が丘中学校 谷中 556 85-4101	草ヶ谷 円田 中川上 西組 下飯田	1,131
5	森小学校 森 125 85-2134	開運町 明治町 新町 仲横町 川原町 南町 西組 鴨谷 戸綿	1,370	11	宮園小学校 谷中 650 85-3766	米倉 大久保 赤根 谷崎 宮代西 宮代東 谷中 中川下 牛飼	1,123
6	森町総合体育館 森 92-8 85-4191	本町 下宿 大門 南戸綿 向天方下 向天方上	836	12	園田総合センター 谷中 513-1 85-0143		
				13	飯田小学校 飯田 3310-1 85-2931		
				14	飯田総合センター 飯田 4040-28 85-7557		
							7,929